

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 私は外国為替証拠金取引を始めようと思っていますが、取引所取引と店頭取引とで税務上の取り扱いが異なると聞きました。両者の違いを教えてください。

A 平成10年の外為法の改正による自由化から早12年、外国為替証拠金取引(FX取引)は一般化され、世の投資家の資産運用手段の一つとして広く浸透してきました。

FX取引から生じた損益については、上場株式などは課税の仕組みが異なっており、また、FX取引の中でも取引所を通じた取引と仲介業者などを通じた店頭取引とに分かれていることから、確定申告にあたってはどちらの人も多かったと思います。

従来は取引所を通じた取引は東京金融取引所の「くりっく365」のみでしたが、平成21年7月に大阪証券取引所が「大証FX」という外国為替

証拠金市場を開設したことにより、現在ではこの2つの取引所から選択することが出来ます。

投資家はFX取引を始めるにあたって、取引所での取引と店頭取引とを選択することが出来ますが、投資家に取引所で取引を行うインセンティブを与えるため、一般個人に対しては取引所取引は店頭取引よりも税制上有利に規定されています。両者の税務上の取り扱いを比較すると次のようになります。

①FXの取引所取引、店頭取引はいずれも雑所得に区分されますが、取引所取引の場合は申告分離課税で、税額は一律20%(所得税15%、地方税5%)となります。一方、店頭取引は総合課税として課税されることから累

	取引所取引	店頭取引
①課税の方法	申告分離課税(一律20%)	総合課税(累進税率)
②ほかの取引所先物取引との損益通算	可能	不可
③損失の繰り越し	3年間可能	不可

進税率であり、所得が30万円を超える部分については、取引所取引の方が税負担が小さくなるといえます。

②FXの取引所取引によって生じた損益は、他の取引所先物取引(申告分離課税とされる先物取引)で発生した損益と損益通算が可能です。一方、店頭取引によって生じた損益はほかの取引所先物取引からの損益と通算することはできず、総合課税とされる雑所得の範囲内でのみ通算が可能とされているに過ぎません。

③FXの取引所取引によって損失が生じた場合、その年に損益通算しきれない損失については、確定申告を行うことにより翌年以後3年間繰り越すことができます。一方、店頭取引により生じた損失は翌年度以降への繰り越しが認められません。

国税不服審判所の裁判事例においても、FX取引のうち店頭金融先物取引にかかる所得については租税特別措置法に規定する分離課税および損失の繰越控除が認められないとした事例が公表されています。

なお、取引所取引、店頭取引のいずれの場合であっても、給与所得者である年の給与収入額が200万円以下であり、給

益通算が可能です。一方、店頭取引によって生じた損益はほかの取引所先物取引からの損益と通算することはできず、総合課税とされる雑所得の範囲内でのみ通算が可能とされているに過ぎません。

FX取引を扱う仲介業者に関しては、東京金融取引所と異なり、平成20年までは顧客の取引を記した書類を税務署に提出する義務がありませんでした。これにより、取引の大半を占める店頭取引において投資家の申告漏れが目立っていました。

しかし、平成20年度の税制改正によって支払調書制度の整備が行われ、FX取引を取り扱う金融商品取引業者は、平成21年1月1日以後に行われる取引については、取引損益などを記載した支払調書を税務署に提出することが義務付けられました。

これにより、店頭取引についても税務署はダイレクトに取引損益を把握することが可能になりましたので、くれぐれも申告漏れにはご注意ください。

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>